

第1回 江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会

日時 令和7年3月13日（木曜日）午後3時から午後5時15分まで

会場 江戸川区役所本庁舎第1～3委員会室

委員

役職	氏名	職等	出欠
委員長	野村 裕	弁護士	出席
職務代理人	中里 浩	学識経験者	出席
委員	今井 学	弁護士	出席
委員	楠 茂樹	学識経験者	出席（リモート参加）
委員	上野 武	建築専門家	出席

1 開会

2 区長あいさつ

3 委員自己紹介

4 委員長選任、職務代理人指名

江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会に関する要綱に基づき、委員長は委員の互選により野村委員を選任し、職務代理人は野村委員長が中里委員を指名した。

5 議事

（1）委員会の所掌事務等

野村委員長

はじめに、委員会の所掌事務等につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

配布させていただいた不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会に関する要綱に基づきまして、何点か説明いたします。

まず、第1条「趣旨」ですが、この要綱は、令和6年度に発覚した不適切契約事案について、客観的かつ公正な検証により、原因を究明し、再発防止を図るために、「江戸川区附属機関の設置に関する条例」により設置した委員会の組織、運営等に関して必要な事項を定めるものです。

次に、第2条「所掌事項」は、不適切契約事案並びに原因究明及び再発防止のために確認が必要とされた事案の検証と、その検証を踏まえた原因究明及び再発防止策に関する事項などです。

次に第5条「会議」についてです。会議は原則公開で行いますが、検証・検討過程等において、本区の情報公開条例の非開示情報が含まれる場合は、公開により率直な意見交換等が阻害されるおそれがある場合などは、会議の全部又は一部を非公開と

する規定となっております。

どのような場合に非公開にするかについては、委員会と協議の上、決定することになります。この点につきましては、後ほど委員の皆様からご意見を頂戴したいと存じます。

次に、第6条「部会」ですが、特定の事項を少人数の部会で協議する場合などを想定した規定となっております。

第8条「守秘義務」については、先ほどご出席の委員の皆様には署名をいただきました。

最後に、第9条「庶務」ですが、本委員会は総務部が担当させていただきます。

本委員会の所掌事項などの説明は以上となります。

委員の皆様には、本日の議題に係る資料を配布しておりますが、資料の内容をご覧いただきまして、公開・非公開についてご検討いただければと思います。また、本日の資料として、検討委員会宛ての要望書と江戸川区監査委員が発行した「令和6年度教育委員会定期財務監査結果報告書」も配布しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

野村委員長

ありがとうございます。ただいまの説明について委員からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

中里職務代理者

公開・非公開の考え方について少し私の意見を述べさせていただきます。

今回この業務についてのお話をいただいてから、様々な情報を見てまいりました。区議会のホームページ、本会議のオンデマンド、各種報道も拝見しました。そのような中、私どもへの非常に高い期待を感じたところです。これと同時に、私たちの役割について今一度確認をしておかねばならないと思っています。客観性、中立性、公正性は、今回の要綱にもある程度盛り込まれていますが、これらの観点からの問題分析が求められているように思いました。

もう一つは、斉藤区長の議会での答弁にもありましたが、半年間という一つの目安が設けられているかと思っています。一定のスピード感が私たちに求められていると認識いたしました。この問題分析をするにあたり、抽象的なルール違反というものはありません。それは、組織、担当セクション、業務フローを見直していく中で、区役所以外のプレイヤーあるいはステークホルダーの存在も客観的に把握をしていく必要があると思っています。そうした場合に中立性・客観性・公正性をもって問題を抽出していくには、一定程度の静謐な環境での議論を求めたいと思っています。冒頭、傍聴者の皆さんがいらっしゃらないところで自己紹介をさせていただきましたが、1995年から2022年まで公正取引委員会に勤めていました。政治・経済の教科書などで「独立行政委員会」という言葉があるわけですが、公正性・中立性・透明性・客観性が求められる委員会の権能と不可分一体のものとして、議事の非公開というも

のがセットになって法律で保障されています。つまり合議というものを非公開にすることによって、一定の透明性のある回答を出していくということが求められていると思うわけです。このルールは、独占禁止法の中で 80 年近く尊重されていると思っています。私たちは、当然区民の皆様への説明責任を果たさねばなりませんので、報告書についてはきちんとつまびらかにしていく必要はもちろんあるかと思います。報告書をきちんと公表することによって、皆さんの問題意識に応えることができるのではないかと思います。冒頭に申し上げましたが、スピード感も非常に求められている中で、できるだけ自由闊達に議論ができる環境というものが必要なのではないかと思います。少し長くなりましたが、「区の契約状況」については、公開をすべきであろうと考えております。また、「不適切契約の概要」についても、記者会見などで公開している内容と重なる部分だと思いますので、こちらについても公開をすべきだと思います。しかしながら、「今後の検証等」につきましては、先ほど申し上げたルールの遵守とどこにボトルネックがあるのかということの把握と密接不可分の関係にあるので、非常に重要な部分だと考えております。そこで、非常に僭越ではございますけれども、この委員会の率直な意見交換というものを確保するためには非公開とすることが望ましいのではないかと考えております。

野村委員長

中里委員から本日の議題のうち、「区の契約状況」、「不適切契約の概要」までは公開すべきで、「今後の検証等」については、非公開とすることが望ましいのではないかというご意見がございましたけれども、他の委員の方々はいかがでしょうか。

今井委員

公開・非公開の範囲については、理由についても中里委員の意見に賛成です。特に「今後の検証等」については、我々委員が自由闊達に意見をやりとりして、より適切なものを作るということが必要です。自由闊達な意見交換を保証するためにも非公開の中で自由に議論する必要があると考えております。

野村委員長

ただいま今井委員からも非公開についてご意見がありましたが、他の委員の方はいかがでしょうか。

上野委員

中里委員、今井委員の意見に賛同いたします。最終的に結果をきちんと区民の皆さんに公開をするということですので、途中の審理をきちんと速やかにできる手法がいいのではないかと思います。

野村委員長

ありがとうございます。リモートで参加の委員も含めて皆様ご異議がないという

ことでよろしいでしょうか。

楠委員

はい。

野村委員長

それでは、「区の契約状況」と「不適切契約の概要」については公開とし、「今後の検証等」については非公開といたします。

(2) 区の契約状況

野村委員長

「区の契約状況」について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

「契約の種別・制度等」、「契約件数等」について、スライドと配布しました資料に基づいてご説明いたします。一つ目に「区の契約状況」です。これから申し上げる点は、委員の先生方のご承知の点が多いかと思いますが、区の状況も含めてご説明をさせていただきます。契約の種類ですが、大別すると総価契約と単価契約の2種類になります。総価契約は、単価と数量、いわゆる総額が確定している契約で、江戸川区の契約のほとんどを占めています。令和5年度の件数は約27,700件弱です。一方、単価契約は、内容又は性質上、数量を確定できない場合にその規格及び単位当たりの価格だけを確定させる契約で、件数は約1,700件となっています。年間を通しての契約件数は、用地経理課と各主管課を合わせて3万件弱という状況です。

次に契約の制度についてご説明をさせていただきます。

まず、一般競争入札は、地方自治法で定めているいわゆる原則的な入札方法ですが、こちらは一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させるもので、江戸川区におきましては、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約が対象となっています。なお、当区の予定価格については、事前に公表をさせていただいています。

次に指名競争入札です。こちらも地方自治法で入札方式として列挙されている一つで、適当であると認められる特定多数の者を、登録業者の中から選定し、競争に参加させるものです。江戸川区においては、工事は予定価格130万円超から1億5,000万円未満の工事が対象となっています。また、物品についても指名競争入札による方法がとられています。

次は随意契約です。こちらの随意契約が本不適切契約事案に関わっている重要なところですが、地方自治法施行令で一つの類型として定められています。競争の方法によらず、任意に特定の相手方を選定して契約するものです。ただ、地方公共団体の契約は、原則競争入札ですので、こちらの随意契約は、例外的な契約方法になります。地方自治法施行令第167条の2第1号では、随意契約について上限額の範囲内での締結が認められています。一般的には「少額随契」という言い方もしますが、施行令に基

づいて江戸川区の契約事務規則でも定めています。例えば、製造の請負、こちらは工事の契約等も含まれますが、上限額が130万円となっています。また、物品の購入等については、50万円となっています。なお、見積りの徴取は、工事契約が3者以上、物品契約が2者以上から徴取しなければならないということを、江戸川区の契約事務規則等で定めています。次に施行令で定められている随意契約の事由についてです。法令では2号から9号までのいずれかに該当した場合には随意契約が認められるという規定になっています。例えば、2号については、特定の業者でしか納入できない場合には、競争入札に適さないということで随意契約ができることになっています。また、5号にあるように、例えば、災害に伴う応急工事が必要な場合などは、競争する時間がないといった理由で随意契約が認められています。

次に契約の相手方についてです。大別すると二つあります。一つは登録業者で、いわゆる競争入札に参加する資格を有している業者になります。物品が約8,500社、工事業者が約5,200社弱です。そのうち区内業者がいずれも300社超です。一方で小規模事業者登録というものもあります。こちらは金額の大きい競争案件に参加予定がない区内の小規模事業者を対象にしています。少額な工事や物品購入に限って参加できることになっています。現在の登録者数は、物品業者が123社、工事業者が69社となっています。

議会の議決に付すべき契約は、地方自治法に定められています。当区の条例で定められている議会の議決に付すべき契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事・製造の請負契約、または予定価格4,000万円以上の物品購入委託契約となっています。なお、令和5年度の議決案件数の実績は工事が13件でした。物品・委託は該当がありませんでした。

次に契約権限です。不適切契約については、主管課契約となりますが、主管課契約は課長権限となります。物品や委託は1件50万円未満、工事は1件130万円未満と江戸川区の職務権限規程等で規定されています。

契約の手続きの流れ、工事の契約の手続きの流れについてです。こちらは用地経理課が関わった入札案件の手続きの流れです。まず、主管課において、工事の内容、契約内容、設計価格の設定などをした上で用地経理課に契約依頼があります。その上で書類等を精査した上で公告をいたします。その公告をご覧になった業者が申請を行います。入札参加資格の確認などした後、確認ができた業者については指名通知をさせていただきます。その後、業者から該当案件に関する質問がありますので、それを受け付けた後で回答させていただきます。その回答の後に業者から入札をしていただき、区の方で開札し、落札業者を決定いたします。これが入札の流れとなります。

続きまして、主管課工事いわゆる課長権限でできる場合の工事の流れです。こちらは各課が現地調査や確認をし、図面等を作成します。それらの図面等を交付した上で見積りの依頼を業者にさせていただきます。業者からは見積書を提出いただき、工事主管課が見積り合わせを行い、落札業者を選定するという流れになっています。落札業者を選定しましたら、請書いわゆる契約書に類するものですが、そちらを作成し、業者に交付します。業者はそれを受領後、工事を着工します。工事が終わりましたら、

江戸川区で検査をした後、支払い手続きをとるという流れになっています。

次に主管課各課の権限ですが、年間単価契約という工事になります。先ほどの請書工事とは少し異なる流れになりますが、年度の当初の段階において、まず必要な項目や単価の設計を主管課で行います。この設計をした後に用地経理課で単価等の設定をした上で業者に公表いたします。業者は、公表された内容を受けて申し込みを行い、その年間単価契約で工事できる業者を選定いたします。こちらが年度末から年度始めにかけての手続きになります。次に年度途中での工事の依頼の手続きとなりますが、請書工事と同様に現地調査や確認、図面等の作成をした後、工事の指示書を渡した上で発注をし、業者が工事を着工、工事が終わりましたら、区の方で検査し、支払いをするという流れになっています。

ここからは契約の概況についてです。江戸川区では、契約が年間約3万件ありますが、その内訳です。用地経理課が概ね1割、それ以外は各主管課での契約が主になっています。受注業者の件数・金額等についてです。江戸川区では公契約条例を定めており、区内業者活用の理念に基づき契約手続きを行っています。そういった意味では、まずは区内業者の方々に受注していただくというのが一つの考えです。資料の右側にありますように、区内企業の受注件数金額はこのようになっています。例えば、工事では、受注件数約9割方が区内の業者に受注いただいているのが現状です。

こちらは令和4年度・5年度の入札状況です。各種工事の業種を分けていますが、トータルでは、概ね130件から150件ぐらいの入札発注件数があります。その中の平均の入札参加業者数をこちらにお示しさせていただきました。一つ大きいのは、近年非常に入札不調が多くなっていることです。江戸川区においても入札不調が起きており、年間10件以上の不調が発生しています。また、1者入札の件数もお示しさせていただきます。

野村委員長

ただいまの区の契約状況について委員の方からご質問やご意見がありましたらお願いします。

中里職務代理者

今回は初回でもございますので、基本的なところで契約手続きの流れを中心に2点ほどお伺いしたいと思います。フローを3つほど挙げていただきましたが、今回の事案の発端は教育関係であると認識をしていますが、教育関係についてこのフローと異なるものがあるのかどうか、それとも教育施設についてもこのフローと変わらないのかをまず確認をさせていただければと思います。

事務局

こちらでお示したのは基本的なフロー図になります。ただ、教育委員会や他の部署において、この流れに則ってできていなかった部分もあると考えています。例えば、図面等の交付、図面の精度、見積りの件などは、契約事務規則に則って十分な対応が

できていなかった部分があると考えています。

中里職務代理人

他の問題についてはまた後でお伺いすることとして、原則のルールは教育施設も変わらないという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。中里委員がおっしゃったとおりです。

中里職務代理人

はい。ありがとうございます。その上で、工事と請書工事の違い、おそらく単価契約というのは舗装のようなものが中心なのかと思いますが、具体的にどういうものが普通の工事で、どのようなものが請書工事か、また、私の認識では舗装が中心かと思っていますが、それ以外のもので単価工事について具体例があれば教えていただければと思います。

事務局

請書工事は、例えば、学校施設課の例で言いますと、電気の交換や軽微な修繕等で多く用いられています。一方、年間単価契約工事は、実例として挙げていただきましたが、道路の舗装工事等で用いられています。例えば、道路の拡幅工事をするときに、決まった単価に基づき年間単価契約工事を用いて発注しているという例があります。

中里職務代理人

ありがとうございます。請書工事は、比較的軽微なものが対象になるというイメージでよろしいでしょうか。

事務局

はい。先ほど申し上げました130万円ということで考えますと、基本的に比較的少額になるものと考えます。いわゆる大規模修繕等とは異なる規模感です。例えば、工期も異なってくるものと考えています。

中里職務代理人

分かりました。ありがとうございました。

(3) 不適切契約の概要

野村委員長

次に不適切契約の概要について、事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

事務局

検証チームについてご説明を申し上げます。内容は、昨年12月25日に記者会見を行ったものと重複いたしますが、ご容赦ください。

まず、検証チームのメンバーですが、こちらは記載のと通りの5名です。

発端は、令和6年9月に令和6年度定期財務監査により指摘されたことです。平井東小学校の請書工事12件につきまして、全て同一金額129万8,000円で、かつ、同一業者と一社請負であったというところとその他の部分で指摘がありました。

平井東小学校の工事は、渡り廊下の新設工事でありました。その経緯をご説明いたします。令和4年度末に、学校からの要望により作ったものですが、渡り廊下の新設には、建築基準法に定める手続きが必要であり、また、予定金額が130万円を超えることから、一般競争入札による契約締結の手続きが必要でしたが、多くの時間を要するということが想定されました。そのため、主管課では児童のためには迅速に本工事を施工する必要があると考え、随意契約が可能な130万円未満となるよう12分割し、同一事業者、同一金額で発注をしたものであります。

本事案につきましての問題点は、本工事が随意契約制限を免れるための分割である点、また、実態として同一の建物の工事で、しかも工期が連続しているものを分割している点から、本来、一体的に発注しなければならない工事であることから、地方自治法等に違反する可能性が高いものであります。また、平井東小学校の校舎は、いわゆる既存不適格に相当する建築物でした。そのため、増改築を行うには、現行法令に適合するような工事、また、手続きが必要でしたが、現実的に困難であると考え、必要な手続きを行わずに、渡り廊下の新設工事を施工したものです。

令和5年度に学校施設課が行った工事の全体に関する調査結果です。令和5年度全体で1,458件の工事がありましたが、うち不適切に分割発注したと認められる工事が145件ありました。この主な要因ですが、児童・生徒の健康や学習環境に関わる切実なものが多かったこと、また、児童・生徒のためであればやむを得ないという誤った認識を優先し、法令順守の意識が欠けていたこと、さらに事務的に簡易な発注手法としてこの分割発注も選択肢の一つとして認識してしまったことなどが挙げられます。

平井東小学校の渡り廊下の写真及び配置図が資料の上段にあります。この渡り廊下につきましては、建築基準法に定める手続きを行っていなかったことに加えまして、区の調査により安全性が確認できなかったことから、令和7年3月1日に柱及び屋根の撤去をさせていただきました。こちらは児童の安全を最優先に考え、緊急工事として実施させていただいたところです。

事務局

続きまして全庁調査の結果について説明いたします。先ほどの教育委員会の調査を踏まえて全庁調査を用地経理課で実施しています。調査の範囲は、文書保存期間内である令和元年度から令和5年度までの契約147,481件について全庁において調査を実施しています。なお、この147,481件の数え方は、例えば、3件や4件に分割されたものは、それを一つの契約としてカウントした結果となっています。各課が調査票

に基づき契約関係書類の原本を確認し、回答を受けました。全庁調査において分割発注の件数が多い課については、分割発注した理由や経緯等について聞き取り調査を実施しています。また、分割発注による1,123件の工事請負契約の受注業者102社に対し、文書による聞き取り調査を実施しています。

請書工事の案件数は8,439件ありましたが、不適切な分割発注は1,123件確認されています。また、年間単価契約工事の案件数は12,370件ありましたが、このうち不適切な分割発注は464件でした。物品購入の案件数は126,672件ありましたが、このうち不適切な分割発注は55件でした。

建築・修繕等に係る請負工事のうち不適切な分割発注を行ったと判断される請負工事契約は1,123件ありました。年間単価契約工事については、上限額が200万円と決まっていますが、分割して工事したものが維持補修工事などの12,370件のうち464件確認されています。上限額については、区の契約事務規則に基づくため、直ちに地方自治法に違反するというものではありませんが、この規則に違反するおそれがあるものが464件確認されています。物品については、50万円未満の場合に随意契約をすることできると定められていますが、50万円未満に分割して契約していると思われるものが55件ありました。年間単価契約工事と物品については詳細の確認がまだ不十分であるため、確認を進めているところです。

続きまして分割発注の理由です。全庁調査でのアンケートの回答に加えて、特に多い課については、課の職員に聴取しています。理由を大きく分けて①から⑥までに整理しています。①については、児童生徒の安全健康上問題から速やかな対応を要するもの、例えば、夏のエアコンの補修工事など健康上の問題から速やかな対応を要するものです。こちらは190件確認されています。②教育活動のために速やかな対応が必要であるものについては、例えば、学校施設においては、学級数は年度末にならないと確定しません。そのようなときに、急きょ4月から学級数の増加等に対応するために補修工事等を行うというものが、177件あります。①②については、比較的その緊急性が高いものとして認識しています。③以降については、①②ほどの緊急性が認められないけれども担当者としては必要であるという認識のもとに行ったものです。教育環境の整備や安全性の確保、周辺住民の要望に応えるための対応です。それ以外に蛍光灯のLED化や学校施設のIT化といった区の施策を推進するものも確認されています。

野村委員長

ただいまの不適切契約の概要について、ご質問やご意見をお受けしたいと思います。一点私からよろしいでしょうか。説明のあった件数ですが、例えば10分割したものがあったとすると、それを1件と数えたということによろしいでしょうか。

事務局

はい。委員長ご指摘のと通りの案件数となります。

野村委員長

委員の皆様、ご質問等ありますでしょうか。

上野委員

2点あります。1点目は、具体的な事案について、既存不適格なものを現行法規に合わせるのが非常に難しいという点です。具体的な既存不適格が何であるのかこの資料だけでは分からないので、今日でなくてもいいのですが、それをきちんと教えていただきたいと思います。私の経験から言えば、延床面積がオーバーする、日影がはみ出すなどそのようなことがなければ、きちんと手続きを踏めばできるのではないかと思います。なぜそれができないと判断したのかを教えてください。

2点目は、最後の全庁調査の分割発注の理由についてですが、分割発注したのは、分割して早く決めないと契約手続きに時間がかかって困るからというのが理由ではないでしょうか。今回ここに出ているのは、時間がかかると困る事項が列記されているのではないかと思います。契約に時間がかかるので簡単な手法をやったということであれば、普通に契約したらどれくらい時間がかかって、分割発注するとどれくらいの時間でできるのかというものを出示していただきたいと思いました。以上2点です。

野村委員長

上野委員、ありがとうございます。ただいまご質問いただいた内容は、まさにこれから検証していく内容であるかと思います。個別の事案についての具体的な経緯になってくるかと思いますので、この委員会を通じて検証していく内容として、今の上野委員の視点を踏まえつつ今後議論させていただければと思います。他にございますか。

中里職務代理者

1月29日時点の全庁調査の分割発注の件数等の表が出ていますが、まだ未確定なところもあるとは思いますがスケジュール感についてです。区長から第三者委員会の期間として半年間という目安が示されていますが、それと切り離されて行われているこの全庁調査についてのスケジュール感を事務局でお持ちでしたら教えてくださいというのが1点です。

それからこの不適切な分割発注をこれから深掘りしていくのか、それとも件数が増えていく可能性があるのかなど全庁調査の進捗状況についてお伺いできればと思います。

事務局

全庁調査は、今お示ししている内容で、進捗状況としては止まっている状況です。ただ、今後第三者委員会で追加の調査等が想定されますので、それに合わせて詳細調査などもやっていきたいと考えています。

中里職務代理者

分かりました。ありがとうございます。これは後日でも結構ですが、江戸川区における分割発注についての政策方針のようなものがあるかについてです。既存のものとしてどのようなものがあるのかが本日の資料では分からなかったもので、区としての方針などがあれば、事後的でも結構ですのでお示しください。もし今お話できることがあれば、お願いをいたします。

事務局

今後お示しさせていただければと思っております。

野村委員長

ご質問はよろしいでしょうか。

議事に従いますと続いて「今後の検証等」ということになりますが、先ほど申し上げましたとおり本議題以降は、非公開とさせていただきますので、傍聴の方はご退室をお願い申し上げます。

(4) 今後の検証等（非公開のため議事概要）

- 事務局から本区の検討状況について説明を行った。
- 委員から用語についての確認があった。
- 事務局から平井東小学校の既存不適格についての説明を行った。
- 委員から年間単価契約について質疑があり、事務局が応答した。
- 委員から工事等の検査について質疑があり、事務局が応答した。
- 委員会の議論の進め方、追加調査について討議を行った。
- 委員から平井東小学校の工事について質疑があり、事務局が応答した。
- 平井東小学校の工事の検証について討議を行った。
- 専門委員について討議を行った。
- 委員会の議事録作成について討議を行い、公開部分は議事録を作成し、非公開部分は議事概要を作成することとなった。
- 次回の委員会について討議を行い、第2回の委員会は非公開とすることとなった。
- 事務局から次回の委員会について説明を行った。

以上